

報告第18号

損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の報告について

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

専決処分第13号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

平成28年11月15日

取手市長 藤 井 信 吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する公園における事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

平成28年8月24日午前10時15分頃、取手市取手一丁目地先の取手緑地運動公園において、市職員が自走式草刈り機で除草作業をしていたところ、草刈り機でテントの金属杭を飛ばし、離れた位置にいた相手方が負傷したものである。

3 損害賠償額 82,334円(過失割合 市100:相手方0)